

様式第2号（第8条関係）

会 議 録

- 1 会議の名称 令和3年 第2回川根本町教育委員会
- 2 会議日時 令和3年3月26日（金） 午後4時00分 から  
午後4時20分 まで
- 3 開催場所 川根本町文化会館 2階 会議室
- 4 出席した者の氏名
  - (1) 委員 教育委員 鳥居 進、太田たみ子、森下洋一、松下陽子  
教育長 大橋慶士
  - (2) 執行機関 (事務局) 教育総務課長 森下育昭  
教育総務課管理主事 渡邊哲也  
教育総務課指導主事 守谷知佐子
  - (3) その他 なし
- 5 議 題  
議案第6号 令和3年度 要保護・準要保護児童生徒の認定について
- 6 会議資料の名称 議案第6号

7 発言の内容

教育長 ただ今の出席者は5名で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、教育長及び在任委員の過半数を満たしており、定足数に達しています。よって、令和3年 第2回 川根本町教育委員会は成立しましたので、開会します。

これより会議を開きます。議事日程はお手元に配布のとおりです。  
会議の公開及び会議録の公表について発言します。

お諮りします。本教育委員会議における、議案第6号 令和3年度 要保護・準要保護児童生徒の認定については、個人のプライバシーに関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長        それでは、議案第6号 令和3年度 要保護・準要保護児童生徒の認定について は本日の出席者の3分の2以上の同意を得ましたので、非公開といたします。なお、会議録等につきましても、非公開とすることで、ご承知願います。

                  ご異議ありませんか。

                  (「異議なし」の声あり)

教育長        それでは、議事に入ります。  
                  最初に、議案第6号 「令和3年度 要保護・準要保護児童生徒の認定について」、を議題とします。朗読を省略して、事務局から説明を求めます。

事務局        それでは、議案第6号 「令和3年度 要保護・準要保護児童生徒の認定について」、提案理由をご説明いたします。

                  町は、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的に「川根本町要保護及び準要保護児童生徒認定要綱」を定め、就学に必要な措置を講じています。

                  今回、要綱第4条の規定により、令和3年度の準要保護児童生徒の認定審査をお願いするものです。なお、要保護児童生徒の認定は、該当ありません。審査対象は、3家庭で4人の児童生徒の保護者です。

                  詳細は、お手元の資料をご覧ください。(内容は非公開)

                  以上で説明を終わります。

教育長        説明が終わりました。質疑はありませんか。

                  (「質疑なし」の声あり)

教育長        原案に対する意見はありませんか。

                  (「意見なし」の声あり)

教育長        意見なしと認めます。よって議案第6号 「令和3年度 要保護・準要保護児童生徒の認定について」は、準要保護児童生徒を、原案のとおり認定します。」

教育長        本日の日程は、終了しました。以上をもちまして、令和3年第2回川  
根本町教育委員会を閉会します。

上記に相違ないことを確認する。

教育長 大 橋 慶 士